



ストップ温暖化！総ぐるみBDFキャンペーン ～天ぷら油を地域エネルギーに～

ご家庭で出た廃食油（天ぷら油など）を回収場所に持っていくとプレゼントがもらえるキャンペーンを県内で実施しています。

回収した廃食油は BDF（バイオディーゼル燃料）となり、ディーゼル車両や発電機などで利用されることで、二酸化炭素（CO2）排出量の削減につながります。



◆**キャンペーン期間** 令和2年1月31日（金）まで

◆**回収場所** 町民課または宮原振興局 地域振興課

◆**回収可能な油** 天ぷら油などの植物油

※動物油（ラードなど）、鉱物油（エンジンオイルなど）は回収できません。

◆**回収方法** 天かすなどのゴミを取り除き、ペットボトルや油購入時の容器などに入れてお持ちください。

◆**特典** オリジナルノベルティー（折りたたみロート）をプレゼント（数に限りがあります）。

※回収ボックスは、2月以降も設置します。

☎ 町民課 戸籍環境係 ☎0965-52-5851

各事業所や飲食店の禁煙対策の準備はお済みですか？

令和2年4月から、改正健康増進法により全ての飲食店や事業所、工場、ホテルなどは屋内禁煙が義務となります。

やむをえず室内に喫煙場所を設ける場合、基準を満たした喫煙専用室などを設けなければなりません。



また、適切な対応がとられていない場合は指導や命令、公表、罰則などがあります。

※行政機関や医療機関、児童福祉施設、老人保健施設などは7月に既に敷地内禁煙が義務化されています。

※喫煙専用室などの設置基準については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

☎ 八代保健所 保健予防課 ☎0965-33-3229

ありがとうございます「ふるさと氷川応援寄附金」

「氷川町のために役立ててください」と、ふるさと氷川応援寄附金（ふるさと納税）をいただきました。皆さまから寄せられたご厚意は、町の発展のために有意義に活用させていただきます。

【寄附いただいた皆さま】

※掲載の承諾をいただいた人のみ掲載しています。（令和元年10月受付分）

- ・梅田 多一様(神奈川県) ・匿名希望様(東京都) ・三堤 誠一様(兵庫県) ・池田 武文様(京都府)
- ・植田 尚様(東京都) ・弘田 裕様(東京都) ・座間 結様(神奈川県) ・鰻淵 真司様(愛知県)
- ・西尾 啓様(熊本県) ・林 良憲様(神奈川県) ・森槌 康貴様(福岡県) ・山田 善大様(東京都)
- ・長谷川洋一様(兵庫県) ・大森 貴宏様(愛知県) ・橋本 修様(神奈川県) ・松田 和久様(群馬県)
- ・田中 小静様(神奈川県) ・半田 知雄様(山梨県) ・北垣 尚邦様(大阪府) ・近藤 明様(福岡県)
- ・石川友佳子様(東京都) ・守時 由起様(秋田県) ・西村 泰彦様(京都府) ・高橋 諒様(東京都)
- ・能村 俊吾様(東京都)

☎ 企画財政課 財政係 ☎0965-52-5850

年末年始の交通事故防止運動の実施について

年末年始は、人や車の動きが慌ただしくなり、飲酒の機会も増えて重大な交通事故の発生が懸念されます。交通事故防止を徹底しましょう。

◆期間 12月21日(土)～令和2年1月3日(金)

◆推進事項

飲酒運転の根絶

- ・運転者は飲酒運転しないことを厳守しましょう。
- ・家庭では、飲酒運転の危険性や結果の重大性を話し合い、飲酒運転をしない・させない・許さない環境を作りましょう。
- ・職場では、アルコール検知器を活用し、二日酔い運転をさせない管理を徹底しましょう。



高齢者の交通事故防止

- ・運転者は、高齢運転者マークなどを表示した車両に対し、思いやりのある運転をするとともに、前照灯の早め点灯と上向き点灯を励行しましょう。
- ・歩行者は、信号を守る、横断歩道を渡るなど交通ルールを守り、夜間外出の際は、明るい服装や反射材を活用しましょう。

シートベルトとチャイルドシートの全席着用の徹底

- ・シートベルトとチャイルドシートの着用を習慣づけ、着用を確認してから車を発進させましょう。

自転車の安全利用の推進

- ・自転車の二人乗り、右側通行、無灯火、乗車中の傘さしやスマートフォンの使用などの危険性を認識し、正しい交通ルールやマナーを習慣づけましょう。

問 熊本県交通安全推進連盟 ☎096-333-2293

活用しませんか？「氷川町人材育成研修助成制度」

町では、町民が自主的に行う人材育成研修に対して助成を行っています。「町が抱える問題を解決したい！」「町をもっと元気にしたい！」という人は、ぜひ活用をご検討ください。

◆対象研修 国内外の先進地での研修、調査および視察で、次の目的のために実施するものとします。

- ・教育、文化および産業などの分野で、視野を広め、知識や技術などを身に付けるため
- ・地域が抱える課題解決の手法を体得するため

◆対象者 助成を受けることができる人は、次のいずれの要件も満たす人としてします。

※内容によっては、助成の対象とならない場合もあります。

- ・町内に居住し、申請時点で満年齢60歳以下の人
- ・地域活動や団体活動に参加するなど、帰町後その成果を生かせる人
- ・過去3年以内に本助成金の交付を受けていない人

※同一の研修への申込みは5人以内です。

◆助成額 交通費、宿泊費の実費額（条例で定められた額を上限）、研修に必要と認められる費用を対象とし、その7割以内の額を助成します。ただし、国内研修の場合は10万円、国外研修の場合は30万円が上限です。（1千円未満は切捨て）

◆申請方法 事前の申請が必要です。お気軽にお問い合わせください。

◆申請期限 令和2年1月31日(金)

問 宮原振興局 地域振興課 地域振興係 ☎0965-62-2311